

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
第4回総会・第3回常任委員会合同会議

## 別冊資料



日時：令和8年3月24日（火）

場所：弘前パークホテル4階ラ・メエラ



**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
第4回総会・第3回常任委員会合同会議別冊資料**

資料 1	：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過	・・・ 2
資料 2	：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧) 進捗状況	・・・ 10
資料 3	：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会委員等名簿	・・・ 14
資料 4	：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会 第4回総務企画専門委員会における委任事項の審議報告	・・・ 17
資料 5	：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則	・・・ 34
資料 6	：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会総会から常任委員会への委任 事項	・・・ 38
資料 7	：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会規程	・・・ 39
資料 8	：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会名簿	・・・ 41
資料 9	：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市宿泊基本計画	・・・ 45
資料 10	：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市弁当調達要項	・・・ 46

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 月 日	経 過 内 容
平成27年 9月18日	青森県知事が青森県議会（平成27年9月定例会）の提出議案説明において、平成37年に開催される第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
10月 9日	青森県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
11月20日	青森県知事、青森県教育長、公益財団法人青森県体育協会会長が、文部科学省及び公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成28年 1月13日	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
8月31日	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会
平成29年 4月19日	<b><u>第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回常任委員会において、第80回国民体育大会会場地市町村第一次内定【体操（競技、新体操）、ソフトボール、弓道、空手道、高等学校野球（硬式、軟式）】</u></b>
5月24日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会
平成30年 1月15日	<b><u>第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回常任委員会において、第80回国民体育大会会場地市町村第二次内定【クレール射撃】</u></b>
7月10日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会
8月30日	第80回国民体育大会青森県準備委員会が第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称

年 月 日	経 過 内 容
12月21日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会会場地市町村第四次内定【体操（トランポリン）】</u>
令和 元年 5月28日 ～29日	<u>中央競技団体正規視察【高等学校野球】</u>
6月14日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会会場地市町村第五次内定【ライフル射撃（50m/10m・AP、BP・BR）】</u> <u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ会場地市町村第二次内定【マスターズ陸上競技】</u>
6月26日	<u>中央競技団体正規視察【弓道】</u>
7月 1日	<u>中央競技団体正規視察【ソフトボール（弘前市分）】</u>
7月26日	<u>中央競技団体正規視察【クレール射撃】</u>
7月29日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会
7月30日	<u>中央競技団体正規視察【体操】</u>
8月29日	<u>中央競技団体正規視察【空手道】</u>
11月 6日	<u>中央競技団体正規視察【ライフル射撃（弘前市分）】</u>
令和 2年 6月 1日	青森県知事、青森県教育庁、公益財団法人青森県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会（書面決議）

年 月 日	経 過 内 容
9月25日	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
10月 8日	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として青森県が内定
11月20日	第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会第1回会議
令和 3年 2月 1日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ会場地市町村第四次内定【ピリヤード】</u>
7月 9日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会（書面決議）
令和 4年 3月23日	<u>第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会より会場地決定の通知【フライングディスク、ボッチャ】</u>
4月 1日	<u>弘前市健康こども部スポーツ振興課内に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室を設置（専任職員3名）</u>
6月27日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立発起人会を開催</u>
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会
8月23日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立総会・第1回総会を開催</u>
12月21日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回常任委員会において、ソフトボール（成年女子）の競技会場を、【弘前市運動公園野球場、弘前市運動公園多目的運動場】から【弘前市運動公園野球場、岩木山総合公園野球場】に変更</u>

年 月 日	経 過 内 容
令和 5年 2月14日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回常任委員会を開催</u>
4月 1日	<u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室から国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室へ名称変更(専任職員5名)</u>
4月25日	<u>中央競技団体正規視察【ライフル射撃(弘前市分)】</u>
7月 5日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催</u>
7月10日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回宿泊衛生専門委員会を開催</u>
7月11日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回競技式典専門委員会を開催</u> <u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回輸送交通専門委員会を開催</u>
7月20日	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会の開催地を青森県に決定し、令和8年10月10日(土)～20日(火)の11日間とする会期の決定が承認され、同決定をもって第25回全国障害者スポーツ大会の青森県開催も決定
8月18日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第2回常任委員会を開催</u> <u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第2回総会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回総会を開催</u>
8月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回総会
9月20日	第25回全国障害者スポーツ大会の会期を令和8年10月23日(金)～26日(月)の4日間とする旨文部科学省およびパラスポーツ協会の承認を得て決定

年 月 日	経 過 内 容
1 2 月 8 日	公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において青の煌めきあおもり国スポ競技会会期が決定
令和 6 年 2 月 5 日	<p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回総務企画専門委員会を開催</u></p> <p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回宿泊衛生専門委員会を開催</u></p>
2 月 1 3 日	<p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回競技式典専門委員会を開催</u></p> <p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回輸送交通専門委員会を開催</u></p>
3 月 5 日	<p><u>令和5年度日本スポーツ協会第4回国スポ委員会において体操（トランポリン）の会場を【青森県武道館】から【岩木山総合公園体育館】に変更</u></p> <p><u>令和5年度日本スポーツ協会第4回国スポ委員会においてデモンストレーションスポーツ ビリヤードの会場名を【弘前朝日会館マンハッタンクラブ】から【朝日会館マンハッタンクラブ】に変更</u></p>
4 月 1 日	<u>健康こども部スポーツ局に国スポ・障スポ推進課を設置（総務企画係・競技運営係の2係16名体制）</u>
5 月 2 8 日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回総会・第1回常任委員会合同会議を開催</u>
5 月 3 1 日	<p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会14回競技運営専門委員会において競技別リハーサル大会を決定</u></p> <p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会14回競技運営専門委員会においてデモンストレーションスポーツ競技会会期を決定</u></p>
6 月 4 日	<u>公益財団法人日本スポーツ協会令和6年度第1回国民スポーツ大会委員会において、岩木山総合公園野球場で開催されるソフトボールの競技会日程を変更</u>

年 月 日	経 過 内 容
7月29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回総会
8月20日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回総務企画専門委員会を開催</u>
8月26日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会から青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会（空手道）競技日程変更承認通知書受理</u>
9月 5日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回宿泊衛生専門委員会を書面開催</u>
10月16日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会から青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会（トランポリン）競技日程変更承認通知書受理</u>
12月12日	公益財団法人日本スポーツ協会令和6年度第3回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポの総合開・閉会式会場が屋外会場の「カクヒログループアスレチックスタジアム」から、屋内会場の「マエダアリーナ」に変更
12月20日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会において、青の煌めきあおもり障スポ競技別会期の決定
令和 7年 2月 4日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回競技式典専門委員会を開催</u> <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回輸送交通専門委員会を開催</u>
2月 6日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第3回総務企画専門委員会を開催</u> <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第3回宿泊衛生専門委員会を開催</u>
3月 4日	<u>公益財団法人日本スポーツ協会令和6年度第4回国民スポーツ大会委員会において、クレー射撃競技日程を変更</u>

年 月 日	経 過 内 容
3月 7日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会から青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会（ソフトボール、ライフル射撃、クレー射撃）大会名変更承認通知書受理</u>
4月 1日	<u>本大会に向けて総務企画係を総務企画係・広報係の2係体制、競技運営係を競技運営第一係・競技運営第二係・競技管理係の3係体制に移行（5係36名体制）</u>
5月21日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第3回総会・第2回常任委員会合同会議を開催</u>
5月31日 ～6月 1日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【弓道】（第72回全日本勤労者弓道選手権大会）を開催</u>
6月 8日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【空手道】（第51回青森県少年空手道大会）を開催</u>
6月28日 ～29日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【トランポリン】（第39回東北トランポリン競技選手権大会）を開催</u>
7月20日 ～21日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【クレー射撃】（2025年度夏季本部公式大会②弘前）を開催</u>
7月29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第3回総会
9月 5日 ～7日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【ライフル射撃】（2025年度全日本社会人ライフル射撃競技選手権大会 兼 全国ジュニアスポーツ射撃競技大会）を開催</u>
9月20日 ～23日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【ソフトボール】（皇后盃第77回全日本総合女子ソフトボール選手権大会）を開催</u>
令和 8年 1月31日	青の煌めきあおもり国スポ冬季大会 開幕

年 月 日	経 過 内 容
2月 5日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第4回総務企画専門委員会を開催</u> <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第4回宿泊衛生専門委員会を開催</u>
2月 6日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第3回競技式典専門委員会を開催</u> <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第3回輸送交通専門委員会を開催</u>
2月17日	青の煌めきあおもり国スポ冬季大会 閉幕

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）進捗状況

1 概要

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画で規定している年次計画で規定している年次計画（年度別業務一覧）の変更は以下のとおりである。

2 変更内容

総務企画専門委員会

- ①総務企画
- ②財務
- ④市民協働

年度	変更前					
	2021 令和3年度（5年前） 三重県（中止）	2022 令和4年度（4年前） 栃木県	2023 令和5年度（3年前） 鹿児島県	2024 令和6年度（2年前） 佐賀県	2025 令和7年度（1年前） 滋賀県	2026 令和8年度（開催年）
総務企画専門委員会 ①総務企画 ②財務	県準備委員会との連絡調整		県実行委員会との連絡調整			
		開催推進総合計画策定・進捗管理		大会運営ガイドライン策定	大会実施本部運営マニュアル作成	
	リハーサル大会開催経費検討		企業協賛取扱い要項策定	協賛の推進		
	開催経費検討			リハーサル大会予算編成	リハーサル大会予算執行・決算	
				開催経費予算編成	開催経費予算執行・決算	
				識別用品整備要項策定	リハーサル大会用識別用品整備	識別用品整備
				遺失物・拾得物取扱要項策定	リハーサル大会遺失物・拾得物取扱実施	遺失物・拾得物取扱実施
				保険加入要項策定	リハーサル大会	保険加入
④市民協働			ボランティア募集要項策定	リハーサル大会ボランティア業務計画策定	ボランティア業務計画策定	
				ボランティア募集	ボランティア募集・研修会開催	ボランティア配置
			市民協働基本計画策定	大会活性化プラン	市民協働の推進	



第5回実行委員会総会（解散総会）大会決算書大会報告書  
第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催

変更後						
年度	2021 令和3年度（5年前） 三重県（中止）	2022 令和4年度（4年前） 栃木県	2023 令和5年度（3年前） 鹿児島県	2024 令和6年度（2年前） 佐賀県	2025 令和7年度（1年前） 滋賀県	2026 令和8年度（開催年）
①総務企画 ②財務 ④市民協働	県準備委員会との 連絡調整		県実行委員会との 連絡調整			
		開催推進総合計画 策定・進捗管理				
	企業協賛取扱 要項策定		協賛の推進			
	リハーサル大会 開催経費検討		リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会 予算執行・決算	開催経費 予算編成	開催経費 予算執行・決算
	開催経費検討			識別用品 整備要項策定	リハーサル大会用 識別用品整備	識別用品整備
				遺失物・拾得物 取扱要項策定	リハーサル大会遺失 物・拾得物取扱実施	遺失物・拾得物 取扱実施
				保険加入要項策定	リハーサル大会	保険加入
			ボランティア募集 要項策定	ボランティア募集	ボランティア募集	ボランティア配置・ 研修会開催
			市民協働 基本計画策定	大会活性化プラン	リハーサル大会ボラ ンティア配置 市民協働の推進	

第5回実行委員会総会（解散総会）大会決算書大会報告書  
第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）進捗状況

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	令和3年度（5年前） 三重県（中止）	令和4年度（4年前） 栃木県	令和5年度（3年前） 鹿児島県	令和6年度（2年前） 佐賀県	令和7年度（1年前） 滋賀県	令和8年度（開催年）
市体制・主要行事		国スポ・障スポ 準備室設置  準備委員会設立	日本スポーツ協会・ 文部科学省総合観察  大会開催・会期決定  実行委員会へ移行		中央競技団体 最終観戦  リハーサル大会開催	第80回国民スポーツ 大会開催  第25回全国障害者 スポーツ大会開催
準備組織		準備委員会 設立発起人会開催  準備委員会 設立総会・第1回総会  常任委員会開催	準備委員会第2回総 会、実行委員会第1 回総会開催  総務企画専門委員会 設置・開催 競技実施専門委員会 設置・開催 宿泊衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通専門委員会 設置・開催  庁内推進本部設置	実行委員会 第2回総会開催  リハーサル大会 実施本部設置	実行委員会 第3回総会開催  実施本部設置	実行委員会 第4回総会開催
①総務企画 ②財務	県準備委員会との 連絡調整		県実行委員会との 連絡調整			
		開催推進総合計画 策定・進捗管理				
	リハーサル大会 開催経費検討  開催経費検討		企業協賛取扱 要項策定	協賛の推進  リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会 予算執行・決算  開催経費 予算編成	開催経費 予算執行・決算
				識別用品 整備要項策定  遺失物・拾得物 取扱要項策定  保険加入要項策定	リハーサル大会用 識別用品整備  リハーサル大会遺失 物・拾得物取扱 実施  リハーサル大会 保険加入	識別用品整備  遺失物・拾得物 取扱実施  保険加入
③広報			広報基本計画策定  広報啓発活動の推進  大会報告書編成 方針決定	大会活性化プラン  実行委員会ホーム ページ開設・運営		大会報告書作成
			ボランティア募集 要項策定  市民協働 基本計画策定	ボランティア募集  大会活性化プラン	ボランティア募集  リハーサル大会ボラ ンティア配置  市民協働の推進	ボランティア配置・ 研修会開催
			観光・おもてなし 基本計画策定	大会活性化プラン  案内所及び休憩所等 設置運営要項策定  売店設置要項策定	ガイドブック・観光 ガイドマップ作成  リハーサル大会 歓迎装飾実施  リハーサル大会 案内所及び休憩所等 設置  リハーサル大会 売店設置	ガイドブック・観光 ガイドマップ配布  歓迎装飾実施  案内所及び休憩所等 設置  売店設置

第5回実行委員会総会（解散総会）  
大会決算書  
大会報告書  
第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	令和3年度（5年前） 三重県（中止）	令和4年度（4年前） 栃木県	令和5年度（3年前） 鹿児島県	令和6年度（2年前） 佐賀県	令和7年度（1年前） 滋賀県	令和8年度（開催年）
競技式典専門委員会	①競技 競技用具整備計画策定調査 競技役員等編成（案）検討 競技会役員・補助員編成（案）検討 リハーサル大会実施検討 デモスポ開催競技選定【県】		競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定 競技用具整備	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成 競技役員等編成決定・委嘱 競技会役員・補助員編成決定・委嘱 デモスポ実施要項策定 情報通信業務実施要項策定
			式典基本計画策定	式典実施要項作成		各競技会 開始式・表彰式実施
			施設整備基本計画策定 リハーサル大会会場設置仕様書作成	リハーサル大会会場設置 リハーサル大会会場設置仕様書作成	会場設置	
宿泊衛生専門委員会	①宿泊 仮配宿シミュレーション		宿泊基本計画策定		宿泊要項作成	宿泊本部設置 配宿実施 弁当調達実施
			医事・衛生基本計画策定 医療救護要項策定	医療救護実施マニュアル策定 リハーサル大会救護所設置計画策定	救護所設置計画策定 リハーサル大会救護所設置	救護所設置
			食品衛生対策要項策定 環境衛生対策要項策定	食品衛生対策実施マニュアル策定 環境衛生対策実施マニュアル策定	医事衛生本部設置 廃棄物処理計画策定	医事衛生本部設置 廃棄物処理実施
輸送交通専門委員会	①輸送・交通		輸送・交通基本計画策定 輸送・交通実施要項策定 計画輸送シミュレーション 輸送計画調査 駐車場等調査	リハーサル大会輸送計画作成	リハーサル大会輸送計画作成 輸送計画作成	輸送本部設置
			警備・消防基本計画策定		警備・消防計画策定	警備・消防本部設置
			警備・消防業務実施要項策定	リハーサル大会警備・消防計画策定	リハーサル大会警備・消防本部設置	

第5回実行委員会総会へ解散総会  
第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催  
大会決算書  
大会報告書

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会委員等名簿 (R8. 2. 24時点)

No.	実行委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
1	会長	市関係	弘前市	市長	櫻田 宏
2	副会長	スポーツ関係	公益財団法人弘前市スポーツ協会	会長	春藤 英徳
3	副会長	産業・経済関係	弘前商工会議所	会頭	今井 高志
4	副会長	医療・福祉関係	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	会長	島 浩之
5	副会長	市関係	弘前市教育委員会	教育長	吉田 健
6	副会長	市関係	弘前市	副市長	田中 泰宏
7	常任委員	競技団体	青森県体操協会	会長	西村 幸治郎
8	常任委員	競技団体	青森県ソフトボール協会	会長	沼澤 憲三
9	常任委員	競技団体	青森県弓道連盟	会長	工藤 誠一
10	常任委員	競技団体	青森県ライフル射撃協会	会長	中村 雅彦
11	常任委員	競技団体	青森県空手道連盟	会長	木村 次郎
12	常任委員	競技団体	青森県クレ射撃協会	会長	相馬 正
13	常任委員	競技団体	青森県高等学校野球連盟	会長	津島 節
14	常任委員	競技団体	青森県障害者フライングディスク協会	会長	齊藤 誠
15	常任委員	競技団体	青森県ボッチャ協会	代表理事	櫛引 宏一
16	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟体操専門部	部長	長内 弘光
17	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟ソフトボール専門部	部長	杉森 晋
18	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟弓道専門部	部長	三上 保
19	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟空手道専門部	部長	三和 聖徳
20	常任委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進審議会	会長	田澤 昭次郎
21	常任委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進委員協議会	会長	井澤 隆昭
22	常任委員	スポーツ関係	中南地区中学校体育連盟	会長	小笠原 恭史
23	常任委員	学校・教育関係	弘前地区小学校長会	岩木小学校長	菅井 智紀
24	常任委員	学校・教育関係	弘前市中学校長会	会長	横山 晴彦
25	常任委員	学校・教育関係	青森県高等学校長協会中南地区	会長	古川 浩樹
26	常任委員	学校・教育関係	青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会弘前地区支部	支部長	石田 睦子
27	常任委員	産業・経済関係	岩木山商工会	会長	石田 豊章
28	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	会長	三上 千春
29	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	事務局長	小山 伸吉
30	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前市旅館ホテル組合	組合長	木村 知紀
31	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前市物産協会	会長	熊谷 孝志
32	常任委員	輸送・交通関係	弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
33	常任委員	輸送・交通関係	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	下山 清司
34	常任委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前市医師会	会長	柿崎 良樹
35	常任委員	医療・福祉関係	弘前市身体障害者福祉連合会	会長	森山 正
36	常任委員	医療・福祉関係	公益社団法人青森県看護協会中弘南黒支部	支部長	春口 優紀
37	常任委員	市民・各種団体	弘前市町会連合会	会長	小山 三千雄
38	常任委員	市関係	弘前市	健康子ども部長	佐伯 尚幸
39	常任委員	市関係	弘前市	福祉部長	秋田 美織
40	監事	産業・経済関係	弘前商工会議所	専務理事	土岐 俊二
41	監事	市関係	弘前市	会計管理者	柳田 尚美
42	委員	競技団体	弘前体操連盟	会長	川村 敬
43	委員	競技団体	弘前市ソフトボール協会	会長	須郷 紘輔

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会委員等名簿 (R8. 2. 24時点)

No.	実行委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
44	委員	競技団体	弘前弓道会	会長	成田 王仁
45	委員	競技団体	弘前市空手協会	理事長	対馬 利光
46	委員	競技団体	一般社団法人弘前射撃協会	会長	上谷 眞一
47	委員	競技団体	青森県高等学校野球連盟弘前地区	会長	木立 徹
48	委員	スポーツ関係	特定非営利活動法人ひろさきレクリエーション協会	会長	薬師山 正人
49	委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ少年団	本部長	小山内 修
50	委員	学校・教育関係	弘前市保育研究会	会長	藤田 俊彦
51	委員	学校・教育関係	弘前私立幼稚園連合会	会長	秋元 信行
52	委員	学校・教育関係	青森県高等学校PTA連合会中南地区協議会	会長	大川 孝司
53	委員	学校・教育関係	弘前市連合父母と教師の会	会長	棟方 悟
54	委員	学校・教育関係	東奥義塾中学校高等学校	校長	井上 嘉名芽
55	委員	学校・教育関係	弘前学院聖愛中学高等学校	校長	長内 弘光
56	委員	学校・教育関係	柴田学園大学附属柴田学園高等学校	校長	荒城 英子
57	委員	学校・教育関係	弘前東高等学校	校長	虻川 昭吾
58	委員	学校・教育関係	青森県立弘前第一養護学校	校長	石戸谷 恒鋭
59	委員	学校・教育関係	青森県立弘前第二養護学校	校長	菊池 百合子
60	委員	学校・教育関係	弘前大学教育学部附属特別支援学校	校長	大崎 光幸
61	委員	学校・教育関係	国立大学法人弘前大学	学長	福田 眞作
62	委員	学校・教育関係	弘前学院大学	学長	高松 彰
63	委員	学校・教育関係	弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部	学長	下田 肇
64	委員	学校・教育関係	柴田学園大学	学長	吉澤 結子
65	委員	学校・教育関係	柴田学園大学短期大学部	学長	島内 智秋
66	委員	産業・経済関係	一般社団法人弘前青年会議所	理事長	寺田 一樹
67	委員	産業・経済関係	つがる弘前農業協同組合	代表理事組合長	天内 正博
68	委員	産業・経済関係	相馬村農業協同組合	代表理事組合長	大場 勉
69	委員	産業・経済関係	津軽みらい農業協同組合石川支店	支店長	工藤 浩一
70	委員	産業・経済関係	弘前建設業協会	副協会長	松下 覚
71	委員	産業・経済関係	津軽地区建物管理事業協同組合	専務理事	田村 元盛
72	委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前料理飲食業組合	理事長	板垣 重敏
73	委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人青森県栄養士会弘前地区会	運営委員長	佐藤 史枝
74	委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前食品衛生協会	会長	菊地 浩
75	委員	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社弘前統括センター	所長	田口 義則
76	委員	輸送・交通関係	弘南鉄道株式会社	代表取締役社長	成田 敏
77	委員	輸送・交通関係	弘前交通安全協会	会長	小山 三千雄
78	委員	医療・福祉関係	弘前大学医学部附属病院	病院長	袴田 健一
79	委員	医療・福祉関係	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	副院長	中村 吉秀
80	委員	医療・福祉関係	津軽保健生活協同組合健生病院	病院長	竹内 一仁
81	委員	医療・福祉関係	弘前地区心身障害児者父母の会連合会	会長	大高 義昭
82	委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前歯科医師会	理事	松山 貴紀
83	委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前薬剤師会	会長	磯木 雄之輔
84	委員	医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	石岡 悟
85	委員	市民・各種団体	弘前市老人クラブ連合会	副会長	清野 研至
86	委員	市民・各種団体	弘前地区防犯協会	会長	櫻田 宏

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会委員等名簿 (R8. 2. 24時点)

No.	実行委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
87	顧問	県議会	青森県議会 (弘前市選出議員)	議員	菊池 勲
88	顧問	県議会	青森県議会 (弘前市選出議員)	議員	川村 悟
89	顧問	県議会	青森県議会 (弘前市選出議員)	議員	安藤 晴美
90	顧問	県議会	青森県議会 (弘前市選出議員)	議員	齊藤 爾
91	顧問	県議会	青森県議会 (弘前市選出議員)	議員	
92	顧問	県議会	青森県議会 (弘前市選出議員)	議員	鶴賀谷 貴
93	顧問	市議会	弘前市議会	議長	尾崎 寿一
94	顧問	市議会	弘前市議会	副議長	工藤 光志
95	参与	市関係	弘前市教育委員会	教育長職務代理者	日景 弥生
96	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	伊東 重豪
97	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	齋藤 由紀子
98	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	村谷 要
99	参与	国・県関係	東北地方整備局青森河川国道事務所弘前国道維持出張所	出張所長	高山 毅
100	参与	国・県関係	陸上自衛隊弘前駐屯地	弘前駐屯地司令	田村 徹
101	参与	国・県関係	中南地域連携事務所	所長	木村 真一
102	参与	国・県関係	弘前警察署	署長	佐藤 大氣
103	参与	報道関係	株式会社東奥日報社弘前支社	支社長	石鉢 康範
104	参与	報道関係	株式会社陸奥新報社	代表取締役社長	成田 幸男
105	参与	報道関係	株式会社朝日新聞青森総局	総局長	姫野 直行
106	参与	報道関係	株式会社毎日新聞社青森支局	支局長	足立 旬子
107	参与	報道関係	株式会社読売新聞東京本社弘前支局	支局長	安永 真人
108	参与	報道関係	日本放送協会青森放送局	局長	岩崎 努
109	参与	報道関係	青森放送株式会社弘前支社	支社長	永井 康之
110	参与	報道関係	株式会社青森テレビ弘前支社	支社長	成田 克彦
111	参与	報道関係	青森朝日放送株式会社弘前支社	支社長	杉田 浩康
112	参与	報道関係	アップルウェブ株式会社	代表取締役社長	一戸 勝美
113	参与	報道関係	株式会社津軽新報社	代表取締役社長	伊藤 香奈子
114	参与	報道関係	株式会社河北新報社青森総局	総局長	村上 俊
115	参与	報道関係	株式会社デーリー東北新聞社	青森支社長	粒来 和成
116	参与	報道関係	株式会社日本経済新聞社青森支局	支局長	滝沢 英人
117	参与	報道関係	一般社団法人共同通信社青森支局	支局長	草木 章裕
118	参与	報道関係	株式会社時事通信社青森支局	支局長	宗林 孝

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
第4回総務企画専門委員会における委任事項の審議報告

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項の一部改正（案）

令和7年2月6日付け青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第3回総務企画専門委員会において審議した標記要項について、下記のとおり改正するもの

記

（理由）

青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会において、各競技会場で売店募集及び設置・運営を実施した結果、本大会でより円滑かつ効果的な運営を図り、利便性を向上させるために、運営要項の一部改正をするもの。

<変更箇所>

- ・第7の規定（1）ア
  - －「1年以上市内に店舗を有して、営業を継続している者」を「弘前圏域（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村又は西目屋村）に住所を有し、1年以上営業を継続している者」に改める。
- ・第7の規定（1）イ
  - －「申請時に」を追加。
- ・第7の規定（2）ア
  - －「ただし、特別な事情により市実行委員会から許可を得て、閉設日を設ける場合を除く。」を追加。
- ・第7の規定（2）カ
  - －「市税（弘前市が賦課徴収するものに限る。）」を「市区町村税（東京23区内に住所を有する法人の場合は都税）」に改める。
- ・第8の規定
  - －「市実行委員会が準備する運営設備等は、必要に応じて変更することができる。また、」を追加。
- ・第9の規定（1）
  - －「飲食物のうち、現場調理品を販売する」、「（移動販売車により営業する者を除く。）」を追加。
- ・第10の規定
  - －「（5）売店責任者の本人確認書類（運転免許証又は公的機関が発行した顔写真があるものの写し）」「（6）納税証明書（写し可）（申請日において発行日が3か月以内のもの）」、【\*納税証明書提出書類の表】、「※東京23区内に住所を有する法人の場合、法人市区町村民税及び固定資産税は、令和7年度の都税の納税証明書

(写し可)を提出すること。」、「(7) 移動販売車については、営業許可証の写し(該当する場合)」、「(8) その他、市実行委員会が必要と認めるもの」を追加。

- ・ 第11の規定
  - － 「(1)」、「(2) 出店料は無料とする。」を追加。
- ・ 第12の規定(1)
  - － 「、販売品目のバランス」を追加。
- ・ 第13の規定
  - － 「なお、第9(1)で規定する営業許可証の写しの提出を必要とする者は、市実行委員会に提出された後に、売店出店許可証(様式第6号)を交付する。」を追加。
- ・ 第15の規定
  - － 「なお、変更の報告の際には、第10(5)で定める本人確認書類を提出すること。」を追加。
- ・ 第17の規定(1)
  - － 「(様式第6号)」を追加。
- ・ 第17の規定(3)
  - － 「とし、販売店の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。」を「とすること。」に改める。
- ・ 第17の規定(6)
  - － 「弘前」を「青森県中南」に改め、「又は移動販売車内」を追加。
- ・ 第17の規定(7)
  - － 「(ID)」を削除。
- ・ 第17の規定(8)
  - － 「変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。」を削除。
- ・ 第17の規定(11)
  - － 「及び県実行委員会」、「並びに飲食物のうち、現場調理品を販売する出店者は食品衛生講習会」を追加。
- ・ 第18の規定
  - － 「における」を「設置期間の全ての時間において」に改める。
- ・ 第20の規定(3)
  - － 「弘前」を「青森県中南」に改める。
- ・ 附則の追加
- ・ 様式第1号
  - 1 「出店希望競技」を記述式から選択式(複数✓可)に改める。
  - 2 「出店希望会場」を削除。
  - 3 「3出店希望形態」を「2出店希望形態」に改め、「1出店希望競技」と同様に選択式(✓)に統一。
  - 4 「4添付書類」を「3添付書類」、「売店従事者」を「売店責任者」、「弘前市税の納税(完納)証明書(写し可)」を「納税証明書(写し可)(申請日において発行日が3か月以内のもの)」に改め、【\*納税証明書提出書類の表】、「※東京23区内に住所を有する法人の場合、法人市区町村民税及び固定資産税は、令和7年度の

都税の納税証明書（写し可）を提出すること。」を追加。

「法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）」を「移動販売車については、営業許可証の写し（該当する場合）」に改め、「（7）その他、市実行委員会が必要と認めるもの」を追加し、「※複数会場で出店を希望する場合は、（1）～（4）を会場ごとに申請書を提出してください。」を削除。

・様式第2号

－「会場ごとに記入してください」を「複数競技へ出店を希望される場合でも、売店出店概要に差異がある際は、競技ごとに記入してください。」に改める。

「出店希望競技（該当競技に✓）」を選択式（複数✓可）で追加し、「主要取扱品」、「国体、国スポ等出店実績」、「過去1年間の法令違反等処分歴の有無」、「過去3年間食中毒発生処分歴の有無」を選択式（✓）に統一。

「足りない場合は、別紙を追加してください。」を「不足する場合は別紙で提出してください。（任意様式可）」に改める。

・様式第3号

－「※会場ごとに記入してください」、「出店希望会場」、「出店希望競技」を削除。

「氏名にはふりがなを記載してください。」を削除し、「（任意様式可）」、「燃料・」を追加。

各表に「競技名」記入欄を追加し、「駐車場使用」を選択式（✓）に改める。

「駐車車両は原則1台。ただし、」を「駐車許可証の発行は原則として1台分とします。それ以外の車両の駐車場は一般駐車場となりますが、」に改める。

・様式第5号

－「13」を「9（1）」に改め、「名」、「飲食物のうち、現場調理品を販売する臨時の」、「（移動販売車により営業をする者を除く。）」、「郵送、持参、メール又はFAXで」、「ご提出の確認が取れ次第、売店出店許可証（様式第6号）を送付いたします。」「2 出店期間」を追加。

「2 出店形態」を「3 出店形態」、「問い合わせ」を「問い合わせ・提出先」に改め、「問い合わせ先・提出先」の情報を最新の宛先に改める。

\*納税証明書提出書類の表

法人	法人税 消費税	納税証明書その3の3
	市区町村税 ※	法人市区町村民税、固定資産税並びに軽自動車税の未納がないことの証明書（完納証明書）
個人	所得税 消費税	納税証明書その3の2
	市区町村税	市区町村民税、固定資産税並びに軽自動車税の未納がないことの証明書（完納証明書）

以上

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

### 弘前市売店設置運営要項

#### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市観光・おもてなし基本計画に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 設置場所

各競技会場等に設置する。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

#### 3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

#### 4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

#### 5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり20㎡以内とする。ただし、市実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

#### 6 販売品目等

売店における販売品目等は、次に掲げるものとする。

##### (1) スポーツ用品

(2) 大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、スローガン及びマスコット等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、市実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他、市実行委員会が必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、次の（1）及び（2）を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 申請時に、~~1年以上~~市内弘前圏域（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村又は西目屋村）に店舗住所を有し、1年以上営業を継続している者

イ 移動販売車については、青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）で営業許可を受けており、申請時に1年以上営業を継続している者

ウ 競技団体からの推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

エ 第75回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会又は競技別リハーサル大会で出店実績のある者

オ その他、市実行委員会が認めた者

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

- ア 各競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。ただし、特別な事情により市実行委員会から許可を得て、閉設日を設ける場合を除く。
- イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。
- ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施し、その結果を市実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むものとする。
- カ 申請時点において、市区町村税（~~弘前市が賦課徴収するものに限る。~~東京23区内に住所を有する法人の場合は都税）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 弘前市暴力団排除条例（平成24年弘前市条例第4号）第2条に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

## 8 運営設備等

次に掲げるものについては、市実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。ただし、市実行委員会が準備する運営設備等は、必要に応じて変更することができる。また、移動販売車による出店の場合、市実行委員会は準備を行わない。

なお、市実行委員会に許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、出店区域内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

## 9 保健所及び消防署への手続き

- (1) 保健所

飲食物のうち、現場調理品を販売する臨時の飲食店営業許可を必要とする出店者（移動販売車により営業する者を除く。）は、売店許可決定通知書（様式第5号）を受領後、速やかに青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）に許可申請を行い、営業許可証の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

## （2）消防署

弘前地区消防事務組合火災予防条例（昭和56年弘前地区消防事務組合条例第1号）第57条第6号の規定に基づく露店等の開設の届出は、出店者として選定したもののうち、市実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する旨の申告があったものについて、市実行委員会が取りまとめて行うものとする。

## 10 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）売店出店申請書（様式第1号）
- （2）売店出店概要書（様式第2号）
- （3）売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- （4）誓約書兼承諾書（様式第4号）
- （5）売店責任者の本人確認書類（運転免許証又は公的機関が発行した顔写真があるものの写し）
- （6）納税証明書（写し可）（申請日において発行日が3か月以内のもの）

法人	法人税 消費税	納税証明書その3の3
	市区町村税 ※	法人市区町村民税、固定資産税並びに軽自動車税の未納がないことの証明書（完納証明書）
個人	所得税 消費税	納税証明書その3の2
	市区町村税	市区町村民税、固定資産税並びに軽自動車税の未納がないことの証明書（完納証明書）

※東京23区内に住所を有する法人の場合、法人市区町村民税及び固定資産税は、令和7年度の都税の納税証明書（写し可）を提出すること。

- （7）移動販売車については、営業許可証の写し（該当する場合）
- （8）その他、市実行委員会が必要と認めるもの

## 11 経費負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店料は無料とする。

## 12 出店者の選定

(1) 市実行委員会は、第10に規定する申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品のPR、販売品目のバランス等を考慮したうえで出店者を選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。

ア 弘前市内の事業者等

イ 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

ウ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

エ その他、市実行委員会が適当と認める者

(2) 前号の規定による選定が困難な場合は、抽選により選定する。

## 13 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）及び売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

なお、第9（1）で規定する営業許可証の写しの提出を必要とする者は、市実行委員会に提出された後に、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

## 14 売店監督員

(1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

## 15 売店責任者

(1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。なお、変更の報告の際には、第10（5）で定める本人確認書類を提出すること。

- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、市実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

## 17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証（様式第6号）を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売品等の搬入搬出及び陳列は市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、とすること。~~販売店の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。~~
- (4) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。

- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、**弘前青森県中南保健**所の指導に従うこと。また、出店区面前**又は移動販売車内**にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (7) 従事者は、市実行委員会が交付するAD**(ID)**カードを着用し、丁寧な接客を心掛けること。
- (8) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。  
~~変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。~~
- (9) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (10) 関係法令を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (11) 市実行委員会**及び県実行委員会**が開催する出店者事前説明会**並びに飲食物のうち、現場調理品を販売する出店者は食品衛生講習会**に必ず出席すること。

## 18 管理運営

売店**における設置期間の全ての時間**において販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 19 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 20 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。
- (3) **弘前青森県中南保健所**からの指示があったとき。
- (4) その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。

## 21 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

## 22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を市実行委員会に請求することはできない。

## 23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 24 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける売店設置については、県実行委員会と協議して実施する。

様式第1号

年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会 会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

電話番号

### 売店出店申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項第10の規定に基づき申請します。

#### 記

#### 1 出店希望競技 (該当競技に✓)

- クレー射撃     体操 競技     トランポリン     ライフル射撃     新体操  
 高等学校野球 (硬式・軟式)     弓道     空手道  
 ソフトボール (弘前市運動公園野球場)     ソフトボール (岩木山総合公園野球場)

#### 2 出店希望形態 テント    移動販売車    その他 ( )

#### 3 添付書類

- (1) 売店出店概要書 (様式第2号)  
 (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書 (様式第3号)  
 (3) 誓約書兼承諾書 (様式第4号)  
 (4) 売店責任者の本人確認書類  
 (運転免許証又は公的機関が発行した顔写真があるものの写し)  
 (5) 納税証明書 (写し可) (申請日において発行日が3か月以内のもの)

法人	法人税 消費税	納税証明書その3の3
	市区町村税 ※	法人市区町村民税、固定資産税並びに軽自動車税の未納がないことの証明書 (完納証明書)
個人	所得税 消費税	納税証明書その3の2
	市区町村税	市区町村民税、固定資産税並びに軽自動車税の未納がないことの証明書 (完納証明書)

※東京23区に住所を有する法人の場合、法人市区町村民税及び固定資産税は、令和7年度の都税の納税証明書 (写し可) を提出すること。

- (6) 移動販売車については、営業許可証の写し (該当する場合)  
 (7) その他、市実行委員会が必要と認めるもの

様式第 2 号

## 売 店 出 店 概 要 書

※複数競技へ出店を希望される場合でも、売店出店概要に差異がある際は、競技ごとに記入してください。

出店希望競技 (該当競技に✓)	<input type="checkbox"/> クレー射撃 <input type="checkbox"/> 体操 競技 <input type="checkbox"/> トランポリン <input type="checkbox"/> ライフル射撃 <input type="checkbox"/> 新体操 <input type="checkbox"/> 高等学校野球(硬式・軟式) <input type="checkbox"/> 弓道 <input type="checkbox"/> 空手道 <input type="checkbox"/> ソフトボール(弘前市運動公園野球場) <input type="checkbox"/> ソフトボール(岩木山総合公園野球場)		
ふりがな 商号又は名称			
代表者役職名及び氏名			
代表者生年月日	年   月   日		
所在地	〒		
代表者連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者 <small>※連絡事項等はこちらへ連絡いたします。</small>	【氏名】	【電話】	
業 種	【メールアドレス】		
主要取扱品 (該当品目に✓)	<input type="checkbox"/> スポーツ用品 <input type="checkbox"/> 大会記念グッズ <input type="checkbox"/> 郷土物産品 <input type="checkbox"/> 宅配便 <input type="checkbox"/> 飲食物(製造加工品) <input type="checkbox"/> 飲食物(現場調理品) <input type="checkbox"/> その他 (   )		
国体、国スポ等出店実績	<input type="checkbox"/> 有 (大会名：   ) <input type="checkbox"/> 無		
営業開始年月日	年   月   日	従業員数   人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種 類	番 号	取得年月日
			年   月   日
過去 1 年間の法令違反等 処分歴の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	過去 3 年間食中毒 発生処分歴の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

## 販売品目価格等一覧

NO	商品名	予定数量	販売価格	備考 (承認番号等)
1			円	
2			円	
3			円	
4			円	
5			円	
6			円	
7			円	
8			円	
9			円	
10			円	

※不足する場合は別紙で提出してください。(任意様式可)

様式第3号

## 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書

商号又は名称	
--------	--

## 1 従事者名簿

※不足する場合は別紙で提出してください。(任意様式可)

競技名	従事日	売店責任者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				

## 2 車両予定表

競技名	車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入搬出のみに使用する場合は「駐車場使用」の無に $\surd$ をつけてください。

※駐車許可証の発行は原則として1台分とします。それ以外の車両の駐車場は一般駐車場となりますが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※移動販売車による販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

## 3 持込み備品一覧表(青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設営する備品以外)

競技名	備品名	規格等	持込目的

※燃料・電源・火気使用を伴う備品は記入ください。(発電機、プロパンガス等)

様式第4号

年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会 会長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 代表者役職名 \_\_\_\_\_  
 及び氏名 \_\_\_\_\_

## 誓約書兼承諾書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、競技会場への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容確認のため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 弘前市暴力団排除条例（平成24年弘前市条例第4号）第2条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。また、販売員として暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(担当者)

担当者所属 \_\_\_\_\_  
 担当者氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 FAX \_\_\_\_\_  
 E-mail \_\_\_\_\_



様式第6号

青煌弘実委発第 号  
年 月 日商号又は名称  
代表者役職名及び氏名 様青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会 会長 印

## 売店出店許可証

年 月 日付で申請があった青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記のとおり許可します。

## 記

許可番号	
商号又は名称	
代表者役職名及び氏名	
出店許可会場	(競技名： )
出店許可期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本許可証を売店内に掲示すること。</li> <li>2 売店の設置運営に関しては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項を遵守すること。</li> </ol>

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、弘前市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 弘前市を代表する者
- (2) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、弘前市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に必要な方針に関する事。

(2) 会則の制定及び改廃に関する事。

(3) 事業計画及び事業報告に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) 常任委員会に委任する事項に関する事。

(6) その他重要な事項に関する事。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、

又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 8 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
- 9 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和4年8月23日から施行する。

2 実行委員会の令和4年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和5年3月31日までとする。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
総会から常任委員会への委任事項

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 広報、市民協働及び歓迎・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通及び警備・消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則（令和4年8月23日施行）第13条第3項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部

会長」と、「副委員長」とあるのは「副部長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月14日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
総務企画専門委員会名簿 (R8. 2. 5時点)

## 【委員 15名】

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
産業・経済関係	弘前商工会議所	専務理事	土岐 俊二

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市	企画部長	神 雅昭

委員 13名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
医療・福祉関係	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	事務局長	安田 昭弘
学校・教育関係	弘前地区小学校長会	岩木小学校長	菅井 智紀
学校・教育関係	弘前市中学校長会	<small>弘前地区中学校体育連盟会長</small>	小笠原 恭史
産業・経済関係	岩木山商工会	会長	石田 豊章
観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	専務理事	白戸 孝之
観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	事務局長	小山 伸吉
観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前市物産協会	事務局長	櫻庭 淳
市関係	弘前市	福祉部長	秋田 美織
市関係	弘前市	観光部長	白戸 麻紀子
市関係	弘前市	市民生活部長	佐藤 真紀
市関係	弘前市	健康子ども部長	佐伯 尚幸
市関係	弘前市	岩木総合支所長	川田 哲也
市関係	弘前市	教育部長	森岡 欽吾

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
競技式典専門委員会名簿（R8.2.6時点）

## 【委員 10名】

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
スポーツ関係	公益財団法人弘前市スポーツ協会	専務理事	猪股 豊

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市教育委員会	教育部長	森岡 欽吾

委員 8名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
競技団体	青森県体操協会	副会長	川村 敬
競技団体	青森県ソフトボール協会	副理事長	笹 浩一郎
競技団体	青森県弓道連盟	理事	高屋 憲幸
競技団体	青森県ライフル射撃協会	事務局	平山 明寿
競技団体	青森県空手道連盟	理事長	中畑 桂
競技団体	青森県クレー射撃協会	常任理事	相馬 学
競技団体	青森県高等学校野球連盟	理事長	玉熊 康成
学校・教育関係	青森県高等学校長協会中南地区	弘前高等学校校長	古川 浩樹

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
 宿泊衛生専門委員会名簿（R8.2.5時点）

## 【委員 9名】

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	専務理事	白戸 孝之

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市	観光部長	白戸 麻紀子

委員 7名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	事務局長	小山 伸吉
観光・宿泊・衛生関係	弘前市旅館ホテル組合	組合長	木村 知紀
医療・福祉関係	一般社団法人弘前市医師会	会長	柿崎 良樹
医療・福祉関係	一般社団法人弘前歯科医師会	地域医療保健 担当理事	松山 貴紀
医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	石岡 悟
医療・福祉関係	公益社団法人青森県看護協会中弘南黒支部	支部長代行	春口 優紀
国・県関係	青森県中南保健所	次長	田中 邦治

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
輸送交通専門委員会名簿（R8.2.6時点）

## 【委員 9名】

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市	都市整備部長	小山内 孝紀

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
輸送・交通関係	青森県タクシー協会弘前支部	事務局長	齊藤 淳

委員 7名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
輸送・交通関係	弘南バス株式会社	観光部長	加福 憲三
産業・経済関係	津軽地区建物管理事業協同組合	専務理事	田村 元盛
輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社弘前統括センター	<small>弘前統括センター所長</small>	田口 義則
輸送・交通関係	弘南鉄道株式会社	業務部長	中田 正志
輸送・交通関係	弘前交通安全協会	会長	小山 三千雄
医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	石岡 悟
国・県関係	弘前警察署	警備課長	阿部 裕

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市宿泊基本計画

### 1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下、「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を心のこもったおもてなしでお迎えし、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設その他関係機関との緊密な連携により、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

### 2 内容

#### (1) 宿舎

ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

イ 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。

ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

#### (2) 配宿

ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別及び男女別を考慮して割り当てる。

ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。

エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

#### (3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

#### (4) 食事

ア 大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

イ 弁当の提供は、業務遂行能力及び衛生管理能力のある弁当調製事業者を選定の上、適正に発注・搬入等を行う。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市弁当調達要項

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市宿泊基本計画に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て大会参加者の弁当調達業務を実施する。

### 3 弁当調達計画

弁当の調達については、市実行委員会があらかじめ必要数を把握し、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て弁当調達計画を作成する。

### 4 対象及び調達期間

- (1) 選手・監督、競技会係員、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、原則として、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

### 5 弁当調製施設の選定及び取消し

- (1) 弁当調製施設については、県実行委員会が定める弁当調製施設選定基準に準じて市実行委員会が定める選定基準に則り、選定する。
- (2) 市実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を選定するときは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市弁当調製施設選定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 市実行委員会は、選定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。
  - ア 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
  - イ 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
  - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
  - エ その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。

### 6 弁当引換所の設置及び運営

市実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮し

た適切な運営を行う。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける弁当調達業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

(様式第 1 号)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市弁当調製施設選定書

年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会 会長 櫻田 宏

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり選定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	